

静岡県文化財保護条例施行規則をここに公布する。

平成31年4月1日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第30号

静岡県文化財保護条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 静岡県指定有形文化財（第2条—第13条）
- 第3章 静岡県指定無形文化財（第14条—第17条）
- 第4章 静岡県指定民俗文化財（第18条・第19条）
- 第5章 静岡県指定史跡名勝天然記念物（第20条—第28条）
- 第6章 静岡県選定保存技術（第29条—第31条）
- 第7章 埋蔵文化財（第32条）
- 第8章 雑則（第33条・第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、静岡県文化財保護条例（昭和36年静岡県条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 静岡県指定有形文化財

（申請書及び同意書）

第2条 条例第4条第1項の規定による指定を受けようとする者は、様式第1号による静岡県指定有形文化財指定申請書を知事に提出するものとする。

2 条例第4条第2項の規定による同意は、様式第2号による指定同意書によるものとする。

（指定書）

第3条 条例第4条第6項の規定による指定書の交付は、様式第3号による指定書によるものとする。

（指定書の再交付申請）

第4条 指定書を亡失し、又は損傷したときは、様式第4号による指定書再交付申請書に、事実を証する文書又は損傷した指定書を添えて、速やかに、指定書の再交付の申請をしなければならない。

（管理責任者選任等の届出）

第5条 条例第6条第3項の規定による管理責任者の選任又は解任の届出は、様式第5号による静岡県指定文化財管理責任者選任（解任）届によるものとする。

（所有者変更等の届出）

第6条 条例第7条第1項の規定による所有者の変更の届出は、様式第6号による静岡県指定文化財所有者変更届によるものとする。

2 条例第7条第2項の規定による氏名若しくは名称又は住所の変更の届出は、様式第7号による静岡県指

定文化財所有者又は管理責任者氏名（名称、住所）変更届によるものとする。

（滅失、損傷等の届出）

第7条 条例第8条の規定による全部又は一部の滅失若しくは損傷又は亡失若しくは盗み取られた場合の届出は、様式第8号による静岡県指定文化財滅失（損傷）（亡失）（盗難）届によるものとする。

（所在の変更の届出）

第8条 条例第9条の規定による所在の場所の変更の届出は、様式第9号による静岡県指定文化財所在場所変更届によるものとする。

（所在の変更の届出の特例）

第9条 条例第9条ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 条例第10条第1項の規定による補助金の交付を受けて、管理又は修理のために、所在の場所を変更しようとする場合
- (2) 条例第11条第1項の規定による勧告を受けて行う措置のために、所在の場所を変更しようとする場合
- (3) 条例第11条第2項の勧告を受けて行う修理のために、所在の場所を変更しようとする場合
- (4) 条例第12条第1項の許可を受けて行う現状変更のために、所在の場所を変更しようとする場合
- (5) 条例第13条第1項の規定による届出をして行う修理のために、所在の場所を変更しようとする場合
- (6) 条例第14条第1項又は第2項の規定による勧告を受けて出品し、又は公開するために、所在の場所を変更しようとする場合
- (7) 前各号に掲げる所在の場所の変更を行った後、変更前の所在の場所に復するために、所在の場所を変更しようとする場合
- (8) 前各号に掲げる場合以外の場合であって、所在の場所の変更が30日を超えないとき。ただし、公衆の観覧に供するために所在の場所を変更しようとする場合は、この限りでない。

（現状変更等の許可申請）

第10条 条例第12条第1項の規定による許可を受けようとする者は、様式第10号による静岡県指定文化財現状変更等許可申請書を、現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）に着手しようとする日の20日前までに提出するものとする。

2 前項の許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等に着手し、及びこれを終了したときは、速やかに、その旨を報告するものとする。

（維持の措置の範囲）

第11条 条例第12条第2項の維持の措置の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 指定有形文化財が損傷した場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該指定有形文化財をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に回復するとき。
- (2) 指定有形文化財が損傷している場合において、当該損傷の拡大を防止するため、応急措置を執るとき。

（修理の届出）

第12条 条例第13条第1項の規定による修理の届出は、様式第11号による静岡県指定文化財修理届を、修理

しようとする日の20日前までに提出するものとする。

第3章 静岡県指定無形文化財

(申請書及び同意書)

第13条 条例第18条第1項の規定による指定を受けようとする者は、様式第12号による静岡県指定無形文化財指定申請書を知事に提出するものとする。

2 前項に規定する申請を保持者又は保持団体以外の者が行う場合は、静岡県指定無形文化財指定申請書に様式第2号による指定同意書を添えなければならない。

(認定書の交付)

第14条 条例第18条第2項の規定による認定は、様式第13号による認定書によるものとする。

2 前項の規定による認定書を亡失し、又は損傷したときは、様式第14号による静岡県指定無形文化財認定書再交付申請書に、事実を証する文書又は損傷した認定書を添えて、速やかに、認定書の再交付の申請をしなければならない。

(保持者の氏名変更等の届出)

第15条 条例第20条の規定により届け出なければならない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 保持者が、氏名、芸名、雅号又は住所を変更した場合
- (2) 保持者について、その保持する指定無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障を生じた場合
- (3) 保持者が、死亡した場合
- (4) 保持団体が、名称又は事務所の所在地を変更した場合
- (5) 保持団体が、代表者を変更した場合
- (6) 保持団体が、構成員に異動を生じ、又は解散した場合

2 前項第1号の場合の届出は様式第15号による静岡県指定無形文化財保持者氏名(芸名、雅号、住所)変更届、同項第2号の場合の届出は様式第16号による静岡県指定無形文化財保持者故障届、同項第3号の場合の届出は様式第17号による静岡県指定無形文化財保持者死亡届、同項第4号の場合の届出は様式第18号による静岡県指定無形文化財保持団体名称(事務所の所在地)変更届、同項第5号の場合の届出は様式第19号による静岡県指定無形文化財保持団体代表者変更届、同項第6号の場合の届出は様式第20号による静岡県指定無形文化財保持団体構成員異動(解散)届によるものとする。

第4章 静岡県指定民俗文化財

(指定有形民俗文化財に関する準用規定)

第16条 第2章(第12条を除く。)の規定は、指定有形民俗文化財について準用する。

(指定無形民俗文化財の申請書)

第17条 条例第24条第1項の規定による指定を受けようとする者は、様式第21号による静岡県指定無形民俗文化財指定申請書を知事に提出するものとする。

第5章 静岡県指定史跡名勝天然記念物

(指定史跡名勝天然記念物に関する準用規定)

第18条 第2章の規定は、この章に特別の定めがある場合を除き、指定史跡名勝天然記念物について準用す

る。

(申請書)

第19条 条例第29条第1項の規定による指定を受けようとする者は、様式第22号による静岡県指定史跡名勝天然記念物指定申請書を知事に提出するものとする。

(指定通知)

第20条 条例第29条第2項の規定による通知は、様式第23号による指定通知書によるものとする。

(指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の基準)

第21条 条例第31条の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情がある場合は、金属、コンクリート、木材その他の材料をもって設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を記入するものとする。

- (1) 静岡県指定史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- (2) 静岡県の文字
- (3) 指定の年月日
- (4) 建設の年月日

第22条 条例第31条の規定により設置すべき説明板には、指定に係る地域を示す図面（特に地域を示す必要がない場合を除く。）及び次に掲げる事項を、平易な表現を用いて記載するものとする。

- (1) 静岡県指定史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- (2) 指定の年月日
- (3) 説明事項
- (4) 保存上注意すべき事項
- (5) その他参考となるべき事項

第23条 条例第31条の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とし、その規格は、およそ13センチメートルの角柱で、地表からの高さは、30センチメートルを基準として、必要において定めるものとする。

2 前項の境界標は、指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の重要な地点に設置するものとする。

3 第1項の境界標には、次に掲げる事項を記入するものとする。

- (1) 上面 指定に係る地域の境界を示す方向指示線
- (2) 側面 史跡境界、名勝境界及び天然記念物境界のうち、該当の文字及び静岡県の文字

第24条 前3条に定めるもののほか、標識、説明板及び境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関しては、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう留意するものとする。

2 囲柵その他の施設については、前項の規定を準用する。

(標識等の設置に関する報告)

第25条 条例第31条の規定により、標識、説明板、境界標、囲柵その他の施設を設置しようとする者は、設計仕様書、設計図（説明板の設置に係る場合は、記載事項を含む。）及び設置位置を示す図面を添えて、あ

らかじめ、その旨並びに当該工事の着手及び終了の予定時期を知事に報告するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第26条 条例第32条の規定による土地の所在等の異動の届出は、様式第24号による静岡県指定史跡名勝天然記念物所在等異動届によるものとする。

(現状変更等の許可申請)

第27条 条例第33条第1項の規定による許可を受けようとする者は、様式第25号による静岡県指定史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請書を現状変更等に着手しようとする日の20日前までに提出するものとする。

2 第10条第2項の規定は、前項の許可を受けた者について準用する。

(維持の措置の範囲)

第28条 条例第33条第2項の維持の措置の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 史跡、名勝又は天然記念物が、損傷し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に回復するとき。

(2) 史跡、名勝又は天然記念物が、損傷し、又は衰亡している場合において、当該損傷又は衰亡の拡大を防止するための応急措置を執るとき。

(3) 史跡、名勝又は天然記念物の一部が、損傷し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が、明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

第6章 静岡県選定保存技術

(申請書及び同意書)

第29条 条例第34条の2第1項の規定による選定を受けようとする者は、様式第26号による静岡県選定保存技術選定申請書を知事に提出するものとする。

2 前項に規定する申請を保持者又は保存団体以外の者が行う場合は、静岡県選定保存技術選定申請書に様式第27号による選定同意書を添えなければならない。

(認定書の交付)

第30条 条例第34条の2第2項の規定による認定は、様式第28号による認定書によるものとする。

2 前項の規定による認定書を亡失し、又は損傷したときは、様式第29号による静岡県選定保存技術認定書再交付申請書に、事実を証する文書又は損傷した認定書を添えて、速やかに、認定書の再交付の申請をしなければならない。

(保持者の氏名変更等の届出)

第31条 条例第34条の4において準用する条例第20条の規定により届け出なければならない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 保持者が、氏名、芸名、雅号又は住所を変更した場合

(2) 保持者について、その保持する県選定保存技術の保存に影響を及ぼす心身の故障を生じた場合

(3) 保持者が、死亡した場合

(4) 保存団体が、名称又は事務所の所在地を変更した場合

- (5) 保存団体が、代表者を変更した場合
 - (6) 保存団体が、構成員に異動を生じ又は解散した場合
- 2 前項第1号の場合の届出は様式第30号による静岡県選定保存技術保持者氏名（芸名、雅号、住所）変更届、同項第2号の場合の届出は様式第31号による静岡県選定保存技術保持者故障届、同項第3号の場合の届出は様式第32号による静岡県選定保存技術保持者死亡届、同項第4号の場合の届出は様式第33号による静岡県選定保存技術保存団体名称（事務所の所在地）変更届、同項第5号の場合の届出は様式第34号による静岡県選定保存技術保存団体代表者変更届、同項第6号の場合の届出は様式第35号による静岡県選定保存技術保存団体構成員異動（解散）届によるものとする。

第7章 埋蔵文化財

（県帰属の文化財の譲与等の申請）

第32条 条例第34条の7の規定による譲与又は譲渡を受けようとする者は、様式第36号による出土文化財譲与（譲渡）申請書に、次に掲げる書類を添えて、申請しなければならない。

- (1) 鑑査の結果の写し
 - (2) 出土状況を示す地図、図面及び報告書の写し
 - (3) 当該文化財の発見者又は土地の所有者が有する当該文化財に係る権利の放棄を証する書面の写し又は当該市町が管轄する土地であることを証する書面の写し
- 2 前項の規定による申請を適当と認めるときは、知事は、申請した者に対して様式第37号による出土文化財譲与（譲渡）承諾書により、通知するものとする。

第8章 雑則

（台帳等の保存期間）

第33条 知事は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定める期間保存しなければならない。

- (1) 静岡県指定文化財指定書交付台帳（様式第38号） 長期
- (2) 静岡県指定文化財台帳（様式第39号） 長期
- (3) 指定文化財の変更及び異動並びに指定の解除に関する書類 長期
- (4) 指定文化財の指定及び指定書再交付申請に関する書類 長期
- (5) 静岡県選定保存技術選定書交付台帳（様式第40号） 長期
- (6) 静岡県選定保存技術台帳（様式第41号） 長期
- (7) 静岡県選定保存技術の変更及び異動並びに選定の解除に関する書類 長期
- (8) 静岡県選定保存技術の選定に関する書類 長期
- (9) その他必要な公文書 5年

（補則）

第34条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（その1）（第2条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

静岡県指定有形文化財指定申請書（建造物）

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申請者 住所

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

氏名 ⑩

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

下記の建造物を指定有形文化財に指定願いたいので申請します。

記

1 名 称	
2 員 数	
3 所 在 の 場 所	
4 所有者の住所・氏名・名称	

添付書類

次の事項を示す書類

- 1 構造及び形式並びに床面積、高さ、大きさ等
- 2 建築の年代又は時代
- 3 創建及び沿革
- 4 棟札、墨書その他参考となる事項
- 5 上記の事項を説明するに必要な公図写し及び写真

様式第1号（その2）（第2条、第16条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

静岡県指定有形文化財（民俗文化財）指定申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申請者 住所

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

氏名 ⑩

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

下記のことを指定有形文化財（民俗文化財）に指定願いたいので申請します。

記

1 種 別	絵画・彫刻・工芸品・書跡・典籍・古文書・考古資料・歴史資料の別
2 名 称	
3 員 数	
4 所 在 の 場 所	
5 所有者の住所・氏名・名称	
6 指定を受けた場合の所有者（管理者）の住所・氏名・名称	

添付書類

次の事項を示す書類

- 1 品質及び形状
- 2 寸法又は重量
- 3 作者
- 4 制作の年代又は時代
- 5 画賛、奥書、銘文、拓本、押形等
- 6 申請の事由
- 7 上記の事項を説明するに必要な写真

様式第2号（第2条、第13条、第16条、第18条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

指定同意書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所有者（保持者）住所

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名 ⑩

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

わたくし（当寺、当社、当会）の所有（占有、保持）する下記のことを指定有形（無形）文化財（民俗文化財）（史跡、名勝、天然記念物）に指定することに同意します。

1 名称

2 員数

3 所在の場所（又は伝承地）

（注）1 所在の場所は地番、地目及び地積を明記すること。

2 無形文化財及び無形民俗文化財についてはその内容を付記すること。

様式第3号（第3条、第16条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

（表）

第 号

指 定 書

種 別

名 称

構造及び形式等の特徴

員数

静岡県指定 に指定する。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 印

(裏)

所有者	所有者の住所	所在の場所	交付（再交付）年月日
			年 月 日

所有者	所有者の住所	所在の場所	変更の年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

(注) 次の場合にはこの指定書を添えて知事に届け出ること。

- 1 所有者が変更した場合
- 2 所有者が氏名、名称、住所を変更した場合
- 3 所在の場所を変更した場合
- 4 当該指定文化財が滅失した場合

様式第4号（第4条、第16条、第18条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

指定書再交付申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申請者 住所

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

氏名 ㊞

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

下記のとおり指定書を亡失（損傷）したので再交付を申請します。

記

1 種 別	
2 名 称	
3 員 数	
4 指 定 書 の 番 号	
5 指 定 年 月 日	
6 所 在 の 場 所	
7 所有者の住所・氏名・名称	
8 管理責任者の住所・氏名・名称	
9 亡失（損傷）の年月日	
10 亡失（損傷）の状況	
11 そ の 他 参 考 事 項	

（注） 上記の事実を証する文書又は損傷した指定書を添付すること。

様式第5号（第5条、第16条、第18条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

静岡県指定文化財管理責任者選任（解任）届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申請者 住所

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名 ④

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

下記のとおり管理責任者を選任（解任）したので届け出ます。

記

1 種 別	
2 名 称	
3 員 数	
4 指 定 書 の 番 号	
5 指 定 年 月 日	
6 所 在 の 場 所	
7 所 有 者 の 住所・氏名・名称	
8 管 理 責 任 者 の 職業・住所・氏名・名称	
9 管 理 責 任 者 選任（解任）の年月日	
10 管 理 責 任 者 選任（解任）の事由	
11 その他参考事項 （解任の場合は新管理責任者 の選任に関する見込みにつ き記入すること。）	

様式第6号（第6条、第16条、第18条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

静岡県指定文化財所有者変更届

年 月 日

静岡県知事 氏 名様

新所有者 住所

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名 ④

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

下記のとおり所有者を変更したので届け出ます。

記

1 種 別	
2 名 称	
3 員 数	
4 指 定 書 の 番 号	
5 指 定 年 月 日	
6 所 在 の 場 所	
7 旧 所 有 者 の 住所・氏名・名称	
8 新 所 有 者 の 住所・氏名・名称	
9 所有者変更の年月日	
10 所有者変更の事由	
11 その他参考事項	

（注） 所有権の移転を証する書類を添付すること。

様式第7号（第6条、第16条、第18条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

静岡県指定文化財所有者又は管理責任者氏名（名称、住所）変更届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所有者（管理責任者）住所

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

下記のとおり変更したので届け出ます。

記

1 種 別	
2 名 称	
3 員 数	
4 指 定 書 の 番 号	
5 指 定 年 月 日	
6 所 在 の 場 所	
7 所有者（管理責任者）の 旧氏名（名称・住所）	
8 所有者（管理責任者）の 新氏名（名称・住所）	
9 変 更 の 年 月 日	
10 そ の 他 参 考 事 項	

（注） 管理責任者がある場合の所有者の氏名又は名称変更届には管理責任者の住所及び氏名又は名称を明記すること。

様式第8号（第7条、第16条、第18条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

静岡県指定文化財滅失（損傷）（亡失）（盗難）届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所有者（管理責任者）住所

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

下記のとおり滅失（損傷）（亡失）（盗難）が生じたので届け出ます。

記

1 種 別	
2 名 称	
3 員 数	
4 指 定 書 の 番 号	
5 指 定 年 月 日	
6 所 在 の 場 所	
7 所有者の住所・氏名・名称	
8 管理責任者の住所・氏名・名称	
9 滅失、損傷等の事実の生じた 日 時 ・ 場 所	
10 滅失、損傷等の事実の生じた 当時における管理の状況	
11 滅 失 、 損 傷 等 の 原 因 及 び 現 状	
12 滅失、損傷等の事実を知った 日時及びその後にとった措置	
13 そ の 他 参 考 事 項	

（注） 損傷の場合には写真又は見取図その他損傷の状態を示す書類を添付すること。

様式第9号（第8条、第16条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

静岡県指定文化財所在場所変更届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所有者（管理責任者）住所

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

下記のとおり所在の場所を変更したい（した）ので届け出ます。

記

1 種 別	
2 名 称	
3 員 数	
4 指 定 書 の 番 号	
5 指 定 年 月 日	
6 所有者の住所・氏名・名称	
7 管理責任者の住所・氏名・名称	
8 変更前の所在の場所 （指定書の所在の場所と異なる 場合はその旨を付記すること。）	
9 変更後の所在の場所	
10 変更しようとする年月日 （変更した年月日）	
11 変更しようとする事由 （変更した事由）	
12 指定書記載の場所に復すること の明らかな場合はその旨及び時期	
13 そ の 他 参 考 事 項	

様式第10号（第10条、第16条関係）（用紙 日本工業規格A 4 縦型）

静岡県指定文化財現状変更等許可申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申請者 住所

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

氏名

㊞

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

下記のとおり指定文化財の現状の変更（保存に影響を及ぼす行為）をしたいので申請します。

記

1 種	別	
2 名	称	
3 員	数	
4 指 定 書 の 番 号		
5 指 定 年 月 日		
6 所 在 の 場 所		
〔指定書の所在の場所と異なる場合はその旨を付記すること。〕		
7 所有者の住所・氏名・名称		
8 管理責任者の住所・氏名・名称		
9 現 状 変 更 等 を 必 要 と す る 理 由		
10 現 状 変 更 等 の 内 容 及 び 実 施 の 方 法		
11 現状変更のために所在の場所を変更するときは変更後の所在の場所及び修理終了後復すべき所在の場所並びにその時期		
12 現 状 変 更 等 の 着 手 及 び 終 了 予 定 時 期	着 手	年 月 日
	終 了	年 月 日
13 工事その他の行為の施行者の住所・名称・氏名		
14 そ の 他 参 考 事 項		

添付書類

- 1 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 2 現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図
- 3 現状変更等を必要とする理由を証する資料
- 4 申請者が所有者以外のものである場合には所有者の承諾書
- 5 権原に基づく占有者のある場合において申請者が占有者以外のものである場合には占有者の承諾書
- 6 管理責任者がある場合において申請者が管理責任者以外のものである場合には管理責任者の承諾書

様式第11号（第12条、第18条関係）（用紙 日本工業規格A 4 縦型）

静岡県指定文化財修理届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所有者（管理責任者） 住所

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

下記のとおり修理したいので届け出ます。

記

1 種 別	
2 名 称	
3 員 数	
4 指 定 書 の 番 号	
5 指 定 年 月 日	
6 所 在 の 場 所 〔 指定書の所在の場所と異なる 〕 〔 場合はその旨を付記すること。 〕	
7 所有者の住所・氏名・名称	
8 管理責任者の住所・氏名・名称	
9 修理を必要とする理由	
10 修理の内容及び方法	
11 修理のために所在の場所を 変更するときは変更後の所在の 場所及び修理終了後復すべき 所在の場所並びにその時期	
12 修理の着手及び 終了予定時期	着手 年 月 日 終了 年 月 日
13 修理施行者の住所・名称・氏名	
14 そ の 他 参 考 事 項	

添付書類

- 1 修理の設計仕様書及び設計図
- 2 修理しようとする箇所の写真又は見取図

静岡県指定無形文化財指定申請書（芸能）

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申請者 住所
氏名

㊞

下記のものを指定無形文化財に指定願いたいので申請します。

記

1 名 称	
2 所 在 の 場 所	
3 芸能保持者（保持団体） として適当なものの 住所（所在地）・氏名（名称）	

添付書類

次の事項を示す書類

- 1 年中行事として定期的に行われるものについてはその場所及び時期
- 2 芸能の由来
- 3 芸能の次第（芸能が開始されて終了するまでの順序）
- 4 歌詞、唱え詞等
- 5 使用する楽器の種類及び数量
- 6 芸能を行う人の構成
- 7 芸能を行う人の服装、持ち物等（面、首、道具）の名称及び数量並びにその現状
- 8 芸能開始前及び終了後の行事
- 9 他の類似の芸能との関係又は特質
- 10 保存状況（保持団体、後継者等の有無）
- 11 芸能に関する文献又は参考となる資料
- 12 芸能保持者（保持団体の構成員）として適当な者の略歴
 - (1) 氏名
 - (2) 生年月日
 - (3) 住所
 - (4) 職業
 - (5) 認定を受けようとする者の経歴

- ア 認定を受けようとする者の演技を学び始めた時期及び経験年数
 - イ 師匠の氏名
 - ウ 芸名又は雅号
 - エ 現在までに養成した弟子の有無
 - オ 現在までに全国的又は全県的に発表したことの有無
- 13 実情を知るに足る写真
- 14 所定の同意書

静岡県指定無形文化財指定申請書（工芸技術）

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申請者 住所
氏名

㊞

下記のを指定無形文化財に指定願いたいので申請します。

記

1 名 称	
2 所 在 の 場 所	
3 工芸技術の保持者（保持団体） として適当なものの 住所（所在地）・氏名（名称）	

添付書類

次の事項を示す書類

- 1 技術の沿革
 - 2 技術の内容
 - (1) 材料
 - (2) 用具
 - (3) 設備
 - (4) 工程
 - 3 他の類似の技術との関係又は特質
 - 4 過去における著名な技術者の氏名及び生存年月日
 - 5 保存状況（保持団体、後継者等の有無）
 - 6 技術に関する文献又は参考となる資料
 - 7 工芸技術保持者（保持団体の構成員）として適当な者の略歴
 - (1) 氏名
 - (2) 生年月日
 - (3) 住所
 - (4) 職業
 - (5) 認定を受けようとする者の経歴
- ア 認定を受けようとする者の技術を学び始めた時期及び経験年数

- イ 師匠の氏名
 - ウ 芸名又は雅号
 - エ 現在までに養成した弟子の有無
 - オ 現在までに全国的又は全県的な展示会に出品したことの有無（受賞したことがある場合はその年月日及び作品名を記入すること。）
- 8 実情を知るに足る写真
 - 9 所定の同意書

様式第13号（第14条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

（表）

第 号

認 定 書

住所（所在地）

氏名（芸名、雅号）（名称）

生年月日（設立年月日）

静岡県無形文化財の保持者（保持団体）として認定する。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 印

(裏)

指 定 の 要 件

保持者の住所（構成員の住所）
（2人以上の場合は氏名列記）

(注)

- 1 次の場合には認定書を添えて知事に届け出ること。
 - ア 保持者が、氏名、芸名、雅号又は住所を変更した場合
 - イ 保持者について、その保持する指定無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障を生じた場合
 - ウ 保持者が、死亡した場合
 - エ 保持団体が、名称又は事務所の所在地を変更した場合
 - オ 保持団体が、代表者を変更した場合
 - カ 保持団体が、構成員に異動を生じ又は解散した場合
- 2 保持者（保持団体）が認定を解除されたときは、認定書を返付すること。

様式第14号（第14条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

静岡県指定無形文化財認定書再交付申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申請者 住所
氏名

下記のとおり認定書を亡失（損傷）したので再交付を申請します。

記

1 名 称	
2 認定書の番号	
3 認定年月日	
4 保持者の住所・氏名・名称	
5 亡失（損傷）の年月日	
6 亡失（損傷）の状況	
7 その他参考事項	

添付書類

上記の事実を証する文書又は損傷した認定書

様式第15号（第15条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

静岡県指定無形文化財保持者氏名（芸名、雅号、住所）変更届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

保持者 住所
氏名

下記のとおり変更したので届け出ます。

記

1 名 称	
2 認定書の番号	
3 認定年月日	
4 変更前の氏名 (芸名・雅号・住所)	
5 変更後の氏名 (芸名・雅号・住所)	
6 変更の年月日	
7 その他参考事項	

様式第16号（第15条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

静岡県指定無形文化財保持者故障届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

保持者 住所
氏名

下記のとおり心身に故障が生じたので届け出ます。

記

1 氏 名	
2 認定書の番号	
3 認定年月日	
4 故障の生じた年月日	
5 故障の状況	
6 その他参考事項	

様式第17号（第15条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

静岡県指定無形文化財保持者死亡届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

相続人 住所
氏名

下記のとおり保持者が死亡したので届け出ます。

記

1 名 称	
2 認定書の番号	
3 認定年月日	
4 死亡年月日	
5 保持者の住所・氏名	
6 その他参考事項	

様式第18号（第15条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

静岡県指定無形文化財保持団体名称（事務所の所在地）変更届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

保持団体 所在地
名 称

下記のとおり変更したので届け出ます。

記

1 名 称	
2 認定書の番号	
3 認定年月日	
4 変更前の名称 (事務所の所在地)	
5 変更後の名称 (事務所の所在地)	
6 変更の年月日	
7 その他参考事項	

様式第19号（第15条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

静岡県指定無形文化財保持団体代表者変更届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

保持団体 所在地
名 称

下記のとおり変更したので届け出ます。

記

1 名 称	
2 認定書の番号	
3 認定年月日	
4 変更前の代表者名	
5 変更後の代表者名	
6 変更の年月日	
7 その他参考事項	

様式第20号（第15条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

静岡県指定無形文化財保持団体構成員異動（解散）届

年 月 日

静岡県知事 氏 名様

保持団体 所在地
名 称

下記のとおり構成員に異動を生じ（解散し）たので届け出ます。

記

1 名 称	
2 認定書の番号	
3 認定年月日	
4 構成員異動（解散）前の 構成員の住所・氏名	
5 構成員異動後の 構成員の住所・氏名	
6 異動（解散）の年月日	
7 その他参考事項	

様式第21号（第17条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

静岡県指定無形民俗文化財指定申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申請者 住所
氏名

㊞

下記のものを指定無形民俗文化財に指定願いたいので申請します。

記

1 名 称	
2 所在の場所	

添付書類

次の事項を示す書類

- 1 内容
- 2 他の類似のものとの関係又は特質
- 3 保存状況
- 4 文献又は資料
- 5 実情を知るに足る写真
- 6 その他参考となる書類
- 7 同意書（構成員が不特定多数の場合を除く。）

様式第22号（第19条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

静岡県指定史跡名勝天然記念物指定申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申請者 住所

氏名

㊞

下記のものを指定史跡（名勝）（天然記念物）に指定願いたいので申請します。

記

1 種 別	
2 名 称	
3 員 数	
4 所 在 地 (地番・地目・地積)	
5 所有者（占有者）の 住所・氏名・名称	
6 指定後の管理責任者の 住所・氏名・名称	

添付書類

次の事項を示す書類

1 現状

- (1) 史跡の場合 形式、形状、規模、構成、出土遺物等
- (2) 名勝の場合 風致景観の度合、特長
- (3) 天然記念物の場合
 - ア 形態、生息数、習性、営巣状態、食餌
 - イ 自生地、群落、分布の限界地
 - ウ 根廻、目通、樹高、枝張（東西南北）、樹勢

2 申請の事由

- 3 申請者が土地の所有者（占有者）でない場合は土地所有者の承諾書
- 4 指定後管理責任者たることの承諾書
- 5 申請地域及び付近の公図写し
- 6 上記の事項を説明するに足る写真

（表）

第 号

指 定 通 知 書

名 称

員 数

文化財の特徴を示す事項

静岡県指定（史跡）（名勝）（天然記念物）に指定する。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 印

(裏)

所 在 地

所有者の住所

氏名

(注) 次の場合には指定通知書を添えて知事に届け出ること。

- 1 所有者が変更した場合
- 2 所有者が氏名、名称又は住所を変更した場合
- 3 所在地の地目、地番、地積又は構造等が変更した場合
- 4 当該指定文化財が滅失した場合

様式第24号（第26条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

静岡県指定史跡名勝天然記念物所在等異動届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所有者（管理責任者）住所
氏名

下記のとおり異動したいので届け出ます。

記

1 種 別	
2 名 称	
3 指 定 通 知 書 の 番 号	
4 指 定 年 月 日	
5 所有者の住所・氏名・名称	
6 管理責任者の住所・氏名・名称	
7 所在地（地番・地目・地積）	
8 異 動 後 の 所 在 地 （地番・地目・地積）	
9 そ の 他 参 考 事 項	

（注） 地番、地目及び地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を添付すること。

様式第25号（第27条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

静岡県指定史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申請者 住所

氏名

㊞

下記のとおり指定史跡名勝天然記念物の現状の変更（保存に影響を及ぼす行為）をしたいので申請します。

記

1 種 別	
2 名 称	
3 指 定 通 知 書 の 番 号	
4 指 定 年 月 日	
5 所 在 地	
6 所有者の住所・氏名・名称	
7 現 状 変 更 等 を 必 要 と す る 理 由	
8 現 状 変 更 等 の 内 容 及 び 実 施 の 方 法	
9 現 状 変 更 等 に よ っ て 生 ず る 物 件 の 滅 失 、 損 傷 、 景 観 の 変 化 及 び 影 響	
10 現 状 変 更 等 の 着 手 及 び 終 了 予 定 時 期	着 手 年 月 日 終 了 年 月 日
11 現 状 変 更 等 に 係 る 地 域 の 地 名 ・ 地 番	
12 工 事 施 工 者 の 住 所 ・ 氏 名 (事務所所在地・代表者名)	
13 そ の 他 参 考 事 項	

添付書類

- 1 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 2 現状変更等の地域及び付近の地名、地貌を表示する実測図
- 3 現状変更等を説明するに足る写真
- 4 現状変更等の必要を説明する資料

5 申請者が所有者（占有者）以外のもの場合は所有者（占有者）の承諾書

様式第26号（第29条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

静岡県選定保存技術選定申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申請者 住所

氏名

㊞

下記のものを県選定保存技術に選定願いたいので申請します。

記

1 名 称	
2 所 在 の 場 所	
3 県選定保存技術の保持者 （保持団体）として適当なもの の住所（所在地）・氏名（名称）	

添付書類

次の事項を示す書類

- 1 技術の沿革
- 2 技術の内容
 - (1) 材料
 - (2) 用具
 - (3) 設備
 - (4) 工程
- 3 他の類似の技術との関係又は特質
- 4 過去における著名な技術者の氏名及び生存年月日
- 5 保存状況（保存団体、後継者等の有無）
- 6 技術に関する文献又は参考となる資料
- 7 県選定保存技術保持者（保存団体の構成員）として適当な者の略歴
 - (1) 氏名
 - (2) 生年月日
 - (3) 住所
 - (4) 職業

(5) 認定を受けようとする者の経歴

ア 認定を受けようとするものの技術を学び始めた時期及び経験年数

イ 師匠の氏名

ウ 芸名又は雅号

エ 現在までに養成した弟子の有無

オ 現在までに全国的又は全県的な展示会に出品したことの有無（受賞したことがある場合はその年月日及び作品名を記入すること。）

8 実情を知るに足る写真

9 所定の同意書

様式第27号（第29条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

選定同意書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

保持者（保存団体） 住所（所在地）

氏名（名称）

㊞

わたくし（当会）の保持する下記のことを県選定保存技術に選定することに同意します。

記

1 名称

2 内容

様式第28号（第30条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

（表）

第 号

認 定 書

住所（所在地）

氏名（芸名、雅号）（名称）

生年月日（設立年月日）

静岡県選定保存技術の保持者（保存団体）として認定する。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 印

(裏)

選 定 の 要 件

保持者の住所（構成員の住所）
（2人以上の場合は氏名列記）

(注)

- 1 次の場合には認定書を添えて知事に届け出ること。
 - ア 保持者が、氏名、芸名、雅号又は住所を変更した場合
 - イ 保持者について、その保持する県選定保存技術の保存に影響を及ぼす心身の故障を生じた場合
 - ウ 保持者が、死亡した場合
 - エ 保存団体が、名称又は事務所の所在地を変更した場合
 - オ 保存団体が、代表者を変更した場合
 - カ 保存団体が、構成員に異動を生じ又は解散した場合
- 2 保持者（保存団体）が認定を解除されたときは認定書を返付すること。

様式第29号（第30条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

静岡県選定保存技術認定書再交付申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申請者 住所（所在地）
氏名（名称）

下記のとおり認定書を亡失（損傷）したので再交付を申請します。

記

1 名 称	
2 認定書の番号	
3 認定年月日	
4 保存者（保存団体）の住所（所在地）氏名（名称）	
5 （亡失）（損傷）の年月日	
6 （亡失）（損傷）の状況	
7 その他の参考事項	

添付書類

上記の事実を証する文書又は損傷した認定書

様式第30号（第31条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

静岡県選定保存技術保持者氏名（芸名、雅号、住所）変更届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

保持者 住所
氏名

下記のとおり変更したので届け出ます。

記

1 名 称	
2 認定書の番号	
3 認定年月日	
4 変更前の氏名 (芸名・雅号・住所)	
5 変更後の氏名 (芸名・雅号・住所)	
6 変更の年月日	
7 その他参考事項	

様式第31号（第31条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

静岡県選定保存技術保持者故障届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

保持者 住所
氏名

下記のとおり心身に故障が生じたので届け出ます。

記

1 名 称	
2 認定書の番号	
3 認定年月日	
4 故障の生じた年月日	
5 故障の状況	
6 その他参考事項	

様式第32号（第31条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

静岡県選定保存技術保持者死亡届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

相続人 住所
氏名

下記のとおり保持者が死亡したので届け出ます。

記

1 名 称	
2 認定書の番号	
3 認定年月日	
4 死亡年月日	
5 保持者の住所・氏名	
6 その他参考事項	

様式第33号（第31条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

静岡県選定保存技術保存団体名称（事務所の所在地）変更届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

保存団体 所在地
名 称

下記のとおり変更したので届け出ます。

記

1 名 称	
2 認定書の番号	
3 認定年月日	
4 変更前の名称 （事務所の所在地）	
5 変更後の名称 （事務所の所在地）	
6 変更の年月日	
7 その他参考事項	

様式第34号（第31条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

静岡県選定保存技術保存団体代表者変更届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

保存団体 所在地
名 称

下記のとおり変更したので届け出ます。

記

1 名 称	
2 認定書の番号	
3 認定年月日	
4 変更前の代表者名	
5 変更後の代表者名	
6 変更の年月日	
7 その他参考事項	

様式第35号（第31条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

静岡県選定保存技術保存団体構成員異動（解散）届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

保存団体 所在地
名 称

下記のとおり構成員に異動を生じ（解散し）たので届け出ます。

記

1 名 称	
2 認定書の番号	
3 認定年月日	
4 構成員異動（解散）前の 構成員住所・氏名	
5 構成員異動後の 構成員住所・氏名	
6 異動（解散）の年月日	
7 その他参考事項	

様式第36号（第32条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

出土文化財譲与（譲渡）申請書

第 号
年 月 日

静岡県埋蔵文化センター所長 様

市町長 氏 名

（市町の教育委員会にあっては、教育長 氏 名 ）

下記1の出土文化財を下記2によって譲与（譲渡）を受けたいので、申請します。

記

1 申請出土文化財

文化財の名称及び数量	
発見の場所、遺跡名及び発見年月日	
発見者の住所・氏名	
発見された土地の所有者の住所・氏名・名称	
文化財認定年月日	

2 申請の理由、保管する場所等

申請の理由又は使用目的	
保管する場所、施設及び保管方法	
保管責任者となる者の氏名、所属及び役職	
その他の参考事項	

（注） 次の書類を添付すること。

- 1 鑑査の結果の写し
- 2 出土状況を示す地図、図面、写真及び報告書の写し

- 3 当該文化財の発見者若しくは土地の所有者が有する当該文化財に係る権利の放棄を証する書面の写し又は当該市町が管轄する土地であることを証する書面の写し

様式第37号（第32条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

出土文化財譲与（譲渡）承諾書

第 号
年 月 日

市町の長 氏 名 様
（市町の教育委員会にあつては、教育長 氏 名 様）

静岡県埋蔵文化センター所長 印

年 月 日付け第 号で申請のあつた出土文化財について譲与（譲渡）します。
なお、譲与（譲渡）に係る出土文化財については、適切な保存及び活用をお願いいたします。

1 出土文化財

文化財の名称及び数量	
発見者の住所及び氏名	
発見の場所及び遺跡名	
発見年 月 日	
発見された土地の所有者の住所・氏名・名称	
文化財認定年月日	

2 留意事項

--

様式第38号（第33条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

静岡県指定文化財指定書（指定通知書）交付台帳

指 定 番 号		名 称	
整 理 番 号			
指 定 年 月 日			
交 付 年 月 日			
指 定 種 別		員 数	
所有者（管理責任者）名		指 定 理 由	
所有者（管理責任者）住 所			
文化財所在の場所			
再 交 付 年 月 日 及 び そ の 理 由		当 該 文 化 財 の 特 徴 を 示 す 事 項	
		付 属 図 面 及 び 写 真 枚 数	
		文 献	
		備 考	

静岡県指定文化財台帳

（整理番号）

<p>1 種別及び名称</p> <p>2 指定年月日</p> <p>3 所在地及び所有者（管理責任者）</p> <p>4 指定書（指定通知書）交付台帳番号</p> <p>5 当該文化財の内容説明</p>	<p>写真又は関係図面</p>
---	-----------------

様式第40号（第33条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

静岡県選定保存技術選定書交付台帳

選 定 番 号		名 称	
整 理 番 号			
選 定 年 月 日			
交 付 年 月 日			
保持者住所・氏名 （保持団体所在地・ 名称）		員 数	
再 交 付 年 月 日 及 び そ の 理 由		選 定 理 由	
		当該県選定保存技術の 特 徴 を 示 す 事 項	
		付 属 図 面 及 び 写 真 枚 数	
		文 献	
		備 考	

静岡県選定保存技術台帳

（整理番号 ）

<p>1 名称</p> <p>2 選定年月日</p> <p>3 保持者住所・氏名(保存団体所在地・名称)</p> <p>4 選定書交付台帳番号</p> <p>5 当該選定保存技術の内容説明</p>	<p>写真又は関係図面</p>
--	-----------------